

# 高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 大樹会  
特別養護老人ホーム 西神の里

## 1、基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における高齢者虐待を防止するために職員へ研修を実施します。

## 2、虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)
- (2) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や DVD を見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)
- (4) ネグレクト 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

## 3、高齢者虐待防止委員会・担当者の設置及びその他施設内の組織に

### 関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「高齢者虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「高齢者虐待防止委員会」とする。

- (2) 委員会の委員は、管理者、看護師、介護支援専門員、介護士とする。
- (3) 委員会を定期的に計画通り開催する。
- (4) 委員会の審議事項
  - 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事。
  - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
  - 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
  - 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
  - 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
  - 虐待発見時の対応に関する事。
  - その他人権侵害、虐待防止に関する事。
- (5) 虐待防止に関する担当者を烏野介護リーダーとし、委員会活動や内部研修の中心となります。

#### 4、職員研修に関する基本方針

実施者；虐待防止担当者・虐待防止委員

研修頻度：新規入職時、年間2回以上の内部研修の実施

対象者：全職員

#### 5、虐待が発生した場合の対応方法に関する方針

- (1) 発生した場合は速やかに委員会を立ち上げ、内容を正確に精査し最短で解決できるよう最善を尽くします。
- (2) 対策内容としては、利用者の安全確保・事実確認・組織的な情報共有と対策の検討・本人家族への謝罪と説明・関係機関への報告、原因分析と再発防止の取組等実施します。

#### 6、虐待の早期発見等への対応

- (1) 虐待の早期発見虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めます。
- (2) 虐待発見時の早期対応虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、またそれを行政に通報、相談することとします。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識

啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

## 7、入所者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 入居者等は、いつでも指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 8、虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、速やかに行政に報告します。
- (2) 苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待・身体拘束委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

## 9、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 10、虐待等に係る苦情解決に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について施設長に報告します、当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払います。

## 11、職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そしてその後の事業経営のお

いて大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりでは思い込まないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと。
- 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

## 12、その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和6年2月6日 更新